

昭和五十三年政令第三十一号

中小企業倒産防止共済法施行令

内閣は、中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第一項第三号及び第六号、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第五項並びに附則第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業倒産防止共済法（以下「法」という。）第二条第一項第三号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

| 業種   | 資本金の額又は出資の総額 | 従業員の数 |
|--|--------------|-------|
| 一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業を除く。）<br>業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 三億円          | 九百人   |
| 二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業                                       | 三億円          | 三百人   |
| 三 旅館業  | 五千万円         | 二百人   |

2 法第二条第一項第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかとする。

- 一 事業協同組合又は事業協同小組合であつて、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第一項第一号の事業を実施しているものであること。
- 二 商工組合であつて、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）第十七条第二項第一号の事業を実施しているものであること。

（共済金の貸付限度額）

第二条 法第九条第二項ただし書の政令で定める額は、八千万円とする。

（償還期間）

第三条 法第十条第一項の償還期間は、六月の据置期間を含み、次の各号に掲げる共済金の貸付額に応じて当該各号に定めるところとする。

- 一 五千万円未満 五年
- 二 五千万円以上六千五百万円未満 六年
- 三 六千五百万円以上八千万円以下 七年

（解約手当金の算定）

第四条 法第十一条第三項の政令で定める割合は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定めるところとする。

- 一 共済契約が法第七条第二項の規定により解除された場合 掛金が納付された月数が十二月以上二十四月未満のときは百分の七十五、二十四月以上三十月未満のときは百分の八十、三十月以上三十六月未満のときは百分の八十五、三十六月以上四十月未満のときは百分の九十、四十月以上のときは百分の九十五
- 二 共済契約が法第七条第三項の規定により解除された場合 掛金が納付された月数が十二月以上二十四月未満のときは百分の八十、二十四月以上三十月未満のときは百分の八十五、三十月以上三十六月未満のときは百分の九十、三十六月以上四十月未満のときは百分の九十五、四十月以上のときは百分の百
- 三 共済契約が法第七条第四項の規定により解除されたものとみなされた場合 掛金が納付された月数が十二月以上二十四月未満のときは百分の八十五、二十四月以上三十月未満のときは百分の九十、三十月以上三十六月未満のときは百分の九十五、三十六月以上のときは百分の百

（承継）

第五条 法第十二条第一項の規定による承継がされた場合であつて、承継の当事者（被相続人、合併によつて消滅した法人、分割をした法人又は事業の全部の譲渡人及び承継人等をいう。以下同じ。）のうちその承継の際現に共済契約者である者が二以上ある場合における共済金の貸付けの要件及び貸付けをすることができるとする額の算定については、承継の当事者に係るそれぞれの共済

契約が効力を生じた日のうちいずれか早い日を共済契約が効力を生じた日と、承継の日前に納付期限が到来した月分についてそれぞれ共済契約につき掛金が納付された月数のうちいずれか多い月数と承継の日以後に納付期限が到来した月分について掛金が納付された月数との合計月数を掛金が納付された月数とみなす。

2 前項に規定する場合における解約手当金の支給の要件及び解約手当金の額の算定については、承継の日前に納付期限が到来した月分についてそれぞれ共済契約につき掛金が納付された月数のうちいずれか多い月数と承継の日以後に納付期限が到来した月分について掛金が納付された月数との合計月数を掛金が納付された月数とみなす。

3 第一項に規定する場合において掛金の納付を怠つたことを理由として独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う共済契約の解除については、承継の日前に納付期限が到来した月分についてそれぞれ共済契約につき掛金の納付を怠つた月数のうちいずれか多い月数と承継の日以後に納付期限が到来した月分について掛金の納付を怠つた月数との合計月数を掛金の納付を怠つた月数とみなす。

4 第一項に規定する場合であつて、承継人等の取引の相手方たる事業者につき倒産が発生した場合において、承継の当事者に係る共済契約のいずれかが当該倒産の発生の日前六月以内に効力を生じたものであるときにおける共済金の貸付けをすることができるとする額の算定については、次の各号に掲げる額は、納付された掛金の合計額に算入しない。

- 一 承継の日前に納付期限が到来した月分について、当該六月以内に効力を生じた共済契約につき納付した掛金の額
- 二 承継の日以後に納付期限が到来した月分について納付した掛金のうち、当該六月以内に効力を生じた共済契約に係る掛金に相当するものの額

（特別掛金前納に関する読替）

第六条 法附則第二条第一項の規定による申出に係る掛金前納（以下「特別掛金前納」という。）をした共済契約者に係る次の表の第一欄に掲げる事項については、同表の第二欄に掲げる法の規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| 一 解約手当金の支給の要件   | 第十一項  | 次項の規定   | 次項の規定   |
|---|---|---|---|
| 特別掛金前納がされた掛金（法第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く。）の額が既に貸付けを受け又は受けることとなつた手形関連共済金額（共済金の貸付額のうち法附則第二条第二項に規定する遡求権の行使又は買戻すべき旨の請求に係る手形の額）の貸付額を超えるときは、共済金の貸付額（の合計額をいう。）の十分の一に相当する額を超えている場合における解約手当金の額の算定 | 特別掛金前納がされた掛金（法第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く。）の額が既に貸付けを受け又は受けることとなつた手形関連共済金額（共済金の貸付額のうち法附則第二条第二項に規定する遡求権の行使又は買戻すべき旨の請求に係る手形の額）の貸付額を超えるときは、共済金の貸付額（の合計額をいう。）の十分の一に相当する額を超えている場合における解約手当金の額の算定 | 特別掛金前納がされた掛金（法第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く。）の額が既に貸付けを受け又は受けることとなつた手形関連共済金額（共済金の貸付額のうち法附則第二条第二項に規定する遡求権の行使又は買戻すべき旨の請求に係る手形の額）の貸付額を超えるときは、共済金の貸付額（の合計額をいう。）の十分の一に相当する額を超えている場合における解約手当金の額の算定 | 特別掛金前納がされた掛金（法第十五条第二項の規定により納付された掛金とみなされたものを除く。）の額が既に貸付けを受け又は受けることとなつた手形関連共済金額（共済金の貸付額のうち法附則第二条第二項に規定する遡求権の行使又は買戻すべき旨の請求に係る手形の額）の貸付額を超えるときは、共済金の貸付額（の合計額をいう。）の十分の一に相当する額を超えている場合における解約手当金の額の算定 |

